

明石市産後ケア事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が実施する母子保健法（昭和40年法律第141号）第17条の2第1項に規定する産後ケア事業（以下「産後ケア」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 市長は、産後ケアとして次の各号に掲げる事業を実施するものとし、それぞれの事業の内容は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 宿泊型 病院、診療所、助産所その他の市長が適当と認める施設（以下「施設」という。）に対象者（第3条に規定する対象者をいう。以下この項において同じ。）を宿泊させ、サービスを実施する事業
- (2) 通所型 対象者を施設に來所させ、日帰りでサービスを実施する事業
- (3) 訪問型 対象者の家庭を訪問し、サービスを実施する事業

2 前項各号に規定するサービスは、次の各号に掲げる産後ケアの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 宿泊型 次のアからキまでに掲げるサービス
 - ア 母親に対する保健指導及び栄養指導
 - イ 母親の心理的ケア
 - ウ 適切な授乳を行うことができるためのケア
 - エ 育児の手技に係る具体的な指導及び相談
 - オ 母親に対する入浴の機会の提供
 - カ 母親に対する食事の提供
 - キ その他産後ケアの目的を達成するために市長が必要と認めるもの
- (2) 通所型 次のア及びイに掲げるサービス
 - ア 前号アからエまでに掲げるサービス
 - イ 母親に対する食事の提供その他の産後ケアの目的を達成するために市長が必要と認めるもの
- (3) 訪問型 第1号アからエまで及びキに掲げるサービス

(対象者)

第3条 産後ケアを利用することができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者であって、次の各号に掲げる産後ケアの区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- (1) 宿泊型及び通所型 次のアからウまでのいずれかに該当する者

- ア 出産後1年を経過しない母親及びその乳児
- イ 流産又は死産後1年を経過しない者
- ウ その他市長が産後ケアを実施する必要があると認める者

(2) 訪問型 次のア又はイのいずれかに該当する者

- ア 生後1年を経過しない乳児を養育する者及びその乳児
- イ 前号イ又はウに該当する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としてしない。

- (1) 感染性の疾患にかかっている者
- (2) 入院加療の必要がある疾患にかかっている者
- (3) 心身の不調又は疾患があり、医療的介入の必要がある者（医師が産後ケアの提供が可能であると判断した者であって市長が認める者を除く。）
- (4) その他市長が産後ケアの利用が適当でないと認める者
(事業の委託)

第4条 市長は、産後ケアの実施を、次に掲げる者であって、市長が産後ケアの実施について市と適切に情報連携ができると認めるもの（以下「事業者」という。）に委託する。

- (1) 兵庫県内に所在する病院、診療所又は助産所の開設者
- (2) 兵庫県内に住所を有する助産師又は保健師の資格を有する者

2 事業者は、母子保健法第17条の2第2項の内閣府令で定める基準及び次に掲げる全ての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 産後ケアに関する知識及び技術を有していること。
- (2) 産後ケアを安全かつ快適に提供できること。

(利用日数及び利用回数)

第5条 産後ケアを利用することができる日数及び回数（以下「利用日数等」という。）の上限は、次の各号に掲げる産後ケアの区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊型 7日
- (2) 通所型 7回
- (3) 訪問型 5回

2 前項の利用日数等の算定に当たっては、次の各号に掲げる産後ケアの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 宿泊型 0時から24時までを1日とし、1夜の宿泊をもって2日とする。

(2) 通所型 連続する7時間以内の利用をもって1回とする。

(3) 訪問型 連続する2時間以内の利用をもって1回とする。

3 市長は、対象者の心身の状況等を勘案して特に必要と認めるときは、前項各号に規定する利用日数等の上限を、次の各号に掲げる産後ケアの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日数又は回数とすることができる。

(1) 宿泊型 14日

(2) 通所型 14回

(3) 訪問型 10回

(産後ケアの実施日等)

第6条 産後ケアの実施日及び実施時間は、事業者が別に定めるものとする。

2 事業者は、同一の日において2以上の産後ケアを実施することはできない。ただし、その必要があると市長が認めるときは、この限りでない。

(利用の申請)

第7条 産後ケアを利用しようとする対象者は、市長が別に定める申請書(以下「申請書」という。)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。第5条第3項の規定による産後ケアの利用日数等の上限の変更を希望する者についても、同様とする。

2 前項の申請は、妊娠8か月以後でなければ行うことができない。

(利用の承認)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに、その内容を審査の上、その結果を、当該申請を行った者に市長が別に定める通知書により通知するものとする。

(利用に係る手続)

第9条 前条の規定により産後ケアの利用に係る承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、原則、自ら事業者に産後ケアの利用を申し込むものとする。

2 前項の規定による申込みを受けた事業者(以下「実施事業者」という。)は、市長が別に定める連絡票により、第1項の規定による申込みを受けた旨を市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項の報告を受けたときは、市長が別に定める依頼書に当該報告に係る利用者の申請書の写しを添えて、実施事業者に当該利用者に対する産後ケアの実施を依頼するものとする。

4 実施事業者は、産後ケアを実施するときは、あらかじめ、利用者に対して、その実施に係る説明を行わなければならない。

(自己負担金等)

第10条 利用者は、産後ケアの区分及び利用者が属する世帯の市民税の課税状況に応じて別表に定めるところにより算定した費用（以下「自己負担金」という。）の額を負担しなければならない。ただし、市長が別に定めるところにより利用者に交付する無料券を実施事業者に提出して産後ケアを利用するときは、この限りでない。

2 自己負担金は、利用者が実施事業者に支払うものとする。

3 実施事業者は、次に掲げる経費について、利用者に請求することができない。

(1) 人件費

(2) 室料（特別室に係るものを除く。）

(3) 食費

(4) 光熱水費

(5) 寝具に係る経費

(6) 消毒代

(7) 利用者の居宅の訪問に係る交通費（訪問型の産後ケアの実施に係るものに限る。）

(利用の変更等)

第11条 利用者は、申請書に記載する情報に変更が生じたときは、速やかに、その旨を市長に連絡するものとする。

2 利用者は、第9条第1項の規定による申込みの内容を変更し、又は当該申込みに係る産後ケアの利用を取り消そうとするときは、速やかに、実施事業者に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた実施事業者は、速やかに、市長が別に定める連絡票により、当該報告の内容を市長に連絡するものとする。

(委託料)

第12条 市長は、産後ケアを実施した事業者に対して、別表に定めるところにより算定した費用の額を、委託料として支払う。

(実施報告及び委託料の請求)

第13条 事業者は、市長が別に定める利用報告書及び市長が別に定める請求書を、産後ケアを実施した日の属する月の翌月10日までに市長に提出するものとする。

(委託料の支払)

第14条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについて、委託料を支払うものとする。

(研修の実施)

第15条 事業者は、産後ケアに従事する職員に対し、必要な研修を実施し、又は受講させることにより産後ケアに係る従事者の資質の向上に努めるものとする。

(帳票類の整備等)

第16条 事業者は、産後ケアの適正な実施を確保するため、実施した産後ケアに関する記録その他市長が必要と認める帳票（以下「実施記録等」という。）を整備しなければならない。

2 市長は、事業者に対し、実施記録等を提出させるほか、産後ケアの実施に係る必要な調査を実施することができる。

(帳票類の保存及び廃棄)

第17条 事業者は、実施記録等を産後ケアを実施した日から起算して5年間保存しなければならない。この場合において、事業者は、実施記録等を所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意するものとする。

(事業内容の改善)

第18条 市長は、産後ケアにおいて良質なサービス等が提供されるよう、事業者の業務内容を調査し、改善について必要な措置を講ずるものとする。

(安全管理体制)

第19条 事業者は、市長が別に定める安全管理マニュアルに基づき、産後ケアの実施に係る緊急時の対応について、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、産後ケアの実施に伴う利用者の事故等に対応するため、賠償責任保険に加入するものとする。

(事故の報告)

第20条 事業者は、産後ケアの実施により事故が生じたときは、直ちに市長に連絡するとともに、市長が別に定める報告書により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告に係る事故の内容が死亡事故、治療に要する期間が30日以上となる負傷や疾病を伴う重篤な事故等の重大事案であるときは、直ちに兵庫県に報告するものとする。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、産後ケアの実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月12日制定）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日制定）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月25日制定）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日制定）

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に実施する産後ケア事業について適用する。

別表（第10条・第12条関係）

ア 宿泊型の費用

| 契約単価 (1日につき) | | | 自己負担額 (1日につき) | 委託額 (1日につき) |
|---------------------|---------------|-------|------------------|----------------|
| (ア) 基本額 31,000円 | 課税世帯 | 基本額 | 3,000円 | 28,000円 |
| | | 多胎加算 | 0円 | 7,000円 |
| | | 要支援加算 | 0円 | 7,000円 |
| (イ) 多胎加算 7,000円 | 非課税世帯又はひとり親世帯 | 基本額 | 1,500円 | 29,500円 |
| | | 多胎加算 | 0円 | 7,000円 |
| | | 要支援加算 | 0円 | 7,000円 |
| (ウ) 要支援加算 7,000円 | 生活保護世帯 | 基本額 | 750円 | 30,250円 |
| | | 多胎加算 | 0円 | 7,000円 |
| | | 要支援加算 | 0円 | 7,000円 |

イ 通所型の費用

| 契約単価 (1時間につき) | | | 自己負担額 (1回につき) | 委託額 (1回につき) |
|--------------------|---------------|-------|------------------|-----------------------|
| (ア) 基本額 3,400円 | 課税世帯 | 基本額 | 2,000円 | 3,400円×利用時間 －自己負担額 |
| | | 多胎加算 | 0円 | 1,000円×利用時間 |
| | | 要支援加算 | 0円 | 500円×利用時間 |
| (イ) 多胎加算 1,000円 | 非課税世帯又はひとり親世帯 | 基本額 | 1,000円 | 3,400円×利用時間 －自己負担額 |
| | | 多胎加算 | 0円 | 1,000円×利用時間 |
| | | 要支援加算 | 0円 | 500円×利用時間 |
| (ウ) 要支援加算 500円 | | | | |

| | | | | |
|--|--------|-------|------|-----------------------|
| | 生活保護世帯 | 基本額 | 500円 | 3,400円×利用時間 －自己負担額 |
| | | 多胎加算 | 0円 | 1,000円×利用時間 |
| | | 要支援加算 | 0円 | 500円×利用時間 |

ウ 訪問型の費用

| 契約単価 (1時間につき) | | | 自己負担額 (1回につき) | 委託額 (1回につき) |
|---------------------|---------------|-------|------------------|-----------------------|
| (ア) 基本額 5,000円 | 課税世帯 | 基本額 | 1,000円 | 5,000円×利用時間 －自己負担額 |
| | | 多胎加算 | 0円 | 1,000円×利用時間 |
| | | 要支援加算 | 0円 | 1,000円×利用時間 |
| (イ) 多胎加算 1,000円 | 非課税世帯又はひとり親世帯 | 基本額 | 500円 | 5,000円×利用時間 －自己負担額 |
| | | 多胎加算 | 0円 | 1,000円×利用時間 |
| | | 要支援加算 | 0円 | 1,000円×利用時間 |
| (ウ) 要支援加算 1,000円 | 生活保護世帯 | 基本額 | 0円 | 5,000円×利用時間 |
| | | 多胎加算 | 0円 | 1,000円×利用時間 |
| | | 要支援加算 | 0円 | 1,000円×利用時間 |

備考

- これらの表において非課税世帯とは、その属するすべての世帯員が、産後ケアを利用する日の属する年度（当該日が4月から6月までの間にある場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（明石市市税条例（昭和25年条例第13号）で定めるところにより当該市民税を免除された者を含む。）である世帯をいう。
- これらの表においてひとり親世帯とは、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当を支給されている世帯又は明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和54年条例第16号）の規定による医療費の助成を受けている世帯をいう。
- これらの表において生活保護世帯とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯をいう。
- これらの表において多胎加算とは、多胎児が同時に産後ケアを利用する場合において2人目以降の乳児1人につき算定する加算をいう。
- これらの表において要支援加算とは、市長が支援の必要性が高い者として認

める者に対する産後ケアの実施を依頼した場合に算定する加算をいう。